矢板市学童保育館設置及び管理条例施行規則（平成17年９月30日規則第41号）

最終改正:

改正内容:平成17年9月30日規則第41号

〇矢板市学童保育館設置及び管理条例施行規則

平成17年９月30日規則第41号

矢板市学童保育館設置及び管理条例施行規則

矢板市学童保育館設置及び管理条例施行規則（平成14年矢板市規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、矢板市学童保育館設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第36号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、矢板市学童保育館（以下「学童保育館」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（利用手続）

第２条　条例第8条に規定する利用の決定を受けようとする者は、学童保育館利用申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

２　指定管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査の上学童保育館の利用の可否を決定し、学童保育館利用決定（却下）通知書（別記様式第２号）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（学童保育指導員）

第３条　指定管理者は、学童保育館に学童保育指導員（以下「指導員」という。）を置かなければならない。

２　指導員は、学童の育成指導について熱意を有する者で、教育職員若しくは保育士の資格を有する者又は学童の健全育成に一定の知識と経験を有する者とする。

（帳簿）

第４条　学童保育館に備える帳簿は、次のとおりとする。

（１）　在籍簿

（２）　出欠簿

（３）　保育日誌

（４）　その他必要なもの

（災害対策）

第５条　指定管理者は、非常災害に備え、あらかじめ指導員に対し、避難訓練を実施する等、利用者の安全保持に努めなければならない。

（市長による管理）

第６条　条例第12条第１項の規定により市長が学童保育館の管理を行う場合においては、第2条、第3条及び第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」とし、次条中「指定管理者が市長と協議して」とあるのは「市長が」とする。

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が市長と協議して別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前に改正前の矢板市学童保育館設置及び管理条例施行規則（平成14年矢板市規則第14号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別記様式第１号（第2条関係）

別記様式第1号(第2条関係)

学童保育館利用申請書

年　月　日

（指定管理者又は市長）　様

申請者住所
氏　名　㊞
電話番号

学童保育館を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

ふりがな 利用児童名	生年月日	学校名	学年	備考
	年　月　日		年　組	
	年　月　日		年　組	
	年　月　日		年　組	
利用希望 学童保育館				
利用開始希望日	年　月　日			
利用希望の理由				

家庭の状況

氏名	続柄	年齢	勤務先(学校名)	勤務先 電話番号	帰宅 時間

別記様式第２号（第2条関係）

別記様式第2号(第2条関係)

学童保育館利用決定(却下)通知書

年　月　日

様

(指定管理者又は市長)　印

学童保育館の利用については、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

利用児童の氏名	
利用学童保育館	学童保育館
利用開始年月日	年　月　日

却下理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿